

令和6年監査委員公表第6号

地方自治法第199条第4項に基づき令和6年度定例監査を実施し、その結果について同条第9項の規定により次のとおり公表します。

令和6年11月15日

扶桑町監査委員 會 津 至 人

扶桑町監査委員 和 田 佳 活

令和6年度定例監査報告書

1. 監査の種類

地方自治法第199条（昭和22年法律第67号）第4項に基づく監査

2. 監査の方針

令和6年度においては、町の財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、その他一般行政事務の組織及び運営管理が能率的に行われているか、財産管理が適正にされているかを主眼として監査を実施しました。

3. 監査期間及び対象

監 査 日 時	監 査 対 象 課 等	備 考
11月1日 9:30～	秘書企画課・生涯学習課・学校教育課・ 土木農政課・議会事務局・監査委員事務局	
14:00～	総 評	
6日 9:30～	都市政策課・下水道課・長寿介護課・ 子ども課・防災安全課	
14:00～	総 評	
7日 9:30～	健康推進課・地域協働課・財政管財課・税 務課	
14:00～	総 評	
12日 9:30～	行政課・戸籍保険課・福祉課・環境課・会 計課	
14:00～	総 評	

4. 監査の方法

監査対象課に対し財務に関する事務執行に関し、関係法令に基づき適正に執行されているかについて、各課等から提出された関係書類を抽出により照合するとともに、関係職員の出席を求め説明を聴取するなどの方法により審査しました。

5. 監査の結果

監査対象課等に係る出納及びその他の事務の執行については、概ね適正と認められました。その中で、一部不適切なものが次のとおりありましたので今後の事務執行に当たっては、これらの点に留意するとともに、必要な措置を講じてください。

なお、措置を講じた場合は、その旨を通知してください。

6. 指摘事項

- (1) 議員用タブレットの導入より3年が経過し、ペーパーレス化を含む電子化が進んできました。議場での利用ができるような、今後更なる活用の幅を広げますよう要望します。

(議会事務局)

- (2) 可燃性ごみ収集袋の保管について、購入後、鍵付き倉庫に入りきらない分を車庫にシートをかけて保管していた。

適正に管理をしてください。

(環境課)

- (3) 災害見舞金については、毎月1日に現金63万円を資金前渡員である課長に支出し、翌月1日に精算を行っている。

7月25日発生した災害について、8月9日にて被災者へ計2万円の見舞金を渡し、8月1日に61万円を清算した。

見舞金を被災者に手渡した月に清算にすべきであり、今後注意されたい。

災害見舞金は、被災者に贈ることにより再起を激励する性質のものであるが、口座振替の利用や現金の保管額を見直し、多額の現金を保管することがないよう検討を要望します。

(福祉課)

7. 監査意見

今回実施した定例監査については、地方自治法その他関係法令の規定に基づき監査した結果、概ね適正に処理されているものと認められました。今回の監査での意見を参考にいただき、チェック体制の強化、在庫の適正な管理に努めてください。